

事 務 連 絡  
平成26年12月24日

都道府県ご担当者様

九 州 総 合 通 信 局  
無 線 通 信 部 陸 上 課 長

平成27年度予算に係る周波数有効利用促進事業の募集について（依頼）

標記について、平成27年度予算における案件募集を実施することとしたので、下記により要望調査の上、報告方よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 調査対象事業

無線システム普及支援事業費等補助金（周波数有効利用促進事業）

#### 2. 調査対象団体

市町村（平成27年度に事業実施を予定し、支援を希望する団体）

#### 3. 報告資料等

以下の別添2-1及び2-2までを九州総合通信局あて報告願います。

なお、事業費の算出に当たっては、原則、複数業者からの見積を取る等し、その写しを添付願います。

（別添2-1）個別調書

（別添2-2）見積調書

※添付資料について、①見積書写し、システム構成図（概略で可）の添付は必須、②基地局の設置場所がアナログとデジタルで異なる場合、エリア図（アナログ及びデジタル）の添付は必須、③その他図面及び参考となる資料を添付のこと。

※「6. 都道府県の評価」は、都道府県御担当部署において、要望団体の財政状況、事業実施の必要性、事業計画の熟度等を総合的に判断の上、事業実施の適否を評価のこと。

#### 4. 報告期限

平成27年1月20日（火）までに、電子データをh-rikujyou@soumu.go.jpにご提出願います。

#### 5. その他

- (1) 本事業は、真に必要としている自治体に補助金が交付されるよう、その採択にあたっては、条件不利地域等に該当し財政力の弱い市町村を優先します。（財政力指数・経常収支比率といった定量的な数値により決定）
- (2) 本事業の対象は、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱及び実施マニュアルの条件に合致するものとします。
- (3) 基地局用地及び伝送路に係る森林法、自然公園法、その他道路占用などの手続きについては、交付決定後速やかな事業着手に向け、先行した準備をお願いします。
- (4) 交付申請書については、採択内示後速やかに提出できるよう準備をお願いします。

- (5) 今後の計画的な予算の確保・執行のため、別途、デジタル方式への移行に係る整備計画に関する調査（市町村対象）を実施します。デジタル方式への移行に当たっては、補助金の有無に関わらず、機器の更新等の時期に合わせて取り組まれるよう、市町村との調整等引き続き御協力願います。
- (6) 消防庁情防災情報室との情報共有を図る観点から、都道府県において周波数有効利用促進事業の要望団体に係る情報を消防庁担当部署へ情報提供されるよう対応をお願いします。
- (7) 地方分権改革に関する提案募集に係る総務省の回答に対する提案団体からの意見を踏まえ、周波数有効利用促進事業においては、要望調査において都道府県に評価いただくこととなりましたので、要望団体の財政状況・事業実施の必要性・事業計画の熟度等を総合的に判断の上、事業実施の適否を要望調書「6. 都道府県の評価」に記載をお願いいたします。

参考：[http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu\\_fushokaitou2.html](http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_fushokaitou2.html)  
総務省一覧表 P33、総務省個票 P107-108

**【連絡先】**

九州総合通信局無線通信部陸上課

担当：福島

TEL：096-326-7329

FAX：096-326-4377

メール：h-rikujyou@soumu.go.jp